

所沢市いじめ防止基本方針

～未来を担うこどもたちのために～

所 沢 市

令和 7 年 2 月一部改訂

所沢市いじめ防止基本方針

所沢市のいじめの防止等に関する基本的な考え方……………	1
いじめの定義について……………	1
いじめの理解について……………	2
1 いじめの未然防止……………	2
2 いじめの早期発見……………	4
3 いじめへの対処……………	6
4 地域や家庭との連携……………	9
5 関係機関との連携……………	12
6 重大事態への対処……………	13
7 再調査への措置……………	15

所沢市いじめ防止基本方針

所沢市のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、過去に3年にわたり連続して発生した生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要があります。

所沢市では、所沢市教育委員会が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によります。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

1 いじめの未然防止

（１） 所沢市の取組

- ① いじめは重大な人権侵害であり、許される行為ではありません。
- ② いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうるという認識に立ち、いじめの未然防止に全力で取り組みます。
- ③ いじめを発見したら、関係機関と協力して解決を図るとともに被害にあった子供に寄り添い守ります。
- ④ いじめ問題については、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期対応・解決に全力で取り組みます。
- ⑤ いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行います。
- ⑥ １１月を「いじめ撲滅強調月間」とし、意識の高揚を図ります。
- ⑦ いじめの防止に資するため、「心のエネルギープロジェクト」を推進し、児童生徒の自己肯定感を高めます。６・７月をプロジェクト月間とします。

（２） 所沢市いじめ問題対策委員会の取組

- ① いじめ防止等のための対策に関すること。
- ② 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること。
- ③ 重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- ④ その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(3) 学校の取組

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、過去のいじめ重大事態を教訓として児童生徒の実態を踏まえた実効性のある取組をします。

児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」、「児童会や生徒会が中心となったいじめ防止」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

① 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。

担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、児童生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底します。

② 「子どもの人権」の啓発推進

児童生徒がお互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組を行ったり、教職員の研修会の中で、「子どもの人権」について啓発したりします。

ア いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないことを児童生徒に理解させます。

イ いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となりうること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうることを児童生徒に理解させます。

ウ いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童生徒も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発します。

エ 震災等により被災した児童生徒に対して

震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被害児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対してのいじめについて理解させます。

オ 配慮が必要な児童生徒について

学校は、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童生徒の表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

③ 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童生徒の豊かな心を育み、「いじめをしない、させない」資質を養います。

「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用を推進を図ります。

④ 情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童生徒がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

児童生徒や保護者を対象に、生徒指導・いじめ問題対策員による講演会等を行ったり、家庭と連携し、児童生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図ります。また、ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの充実を図り、学校への情報提供を行います。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行います。

特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していきます。

2 いじめの早期発見

（１） 所沢市の取組

① いじめの的確な実態把握

いじめ防止対策推進法の趣旨を各学校に周知徹底するとともに、各学校でいじめの認知が確実かつ適切に行われるように指導します。全小・中学校で年間を通して定期的にいじめ実態調査を行い、いじめの疑いの事例も含めて各校の実態を確実に把握します。「学校ネットパトロール」を定期的に実施し、インターネット上のいじめに関する情報把握に努め

ます。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行うなど、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかの判断をしていきます。

児童生徒が自らＳＯＳを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底していきます。

そのために、市のスクールソーシャルワーカーが家庭や学校、友人関係、地域社会など、子供たちを取り巻く環境へ働きかけたり、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を各学校に配置し、子供たちの心の問題を解決したりするなど、多くの目で子供たちを見守ります。

② 学校・教職員への指導・助言

児童生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図ります。

教職員がいじめを発見、または、相談を受けた場合、些細な兆候が見られるなどの懸念がある場合は、児童生徒からの訴えを個人で抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに管理職や担当組織へ報告、相談をし、組織的に対応します。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反しうることを周知します。

(2) 学校の取組

① 定期的ないじめの実態把握と学校の対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査(学期に1回程度)、個人面談、「個人ノート」や「生活ノート」のような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等を活用するなど、いじめは起こりうるとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書けない・書かない児童生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を児童生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子供たちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童生徒の保護者と連携を十分に図ります。後に児童生徒の状況に改善が見られたとしてもいじめが解決したと安易に判断せず、保護者と連携しながら、長期的な見守りを組織として継続します。

また、保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進め、校外における実態把握にも努めます。

② 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する指導力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、部活動の顧問、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等といった児童生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童生徒と信頼

関係を築き、児童生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上をさせ、全職員の共通理解のもと個々の児童生徒への指導の充実を図ります。

(例) 好意や善意から行った行為が、意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪したことで教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織に報告し情報を共有します。

3 いじめへの対処

(1) 所沢市の取組

① 情報の共有

学校がいじめと認知したケースについて、該当児童生徒のアンケート等を学校と所沢市教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握します。学校ごとの対応状況については、各学校が作成する月例の「児童生徒の状況報告」等を通して継続観察と必要に応じた指導を行います。

また、初期段階から速やかに対応するように、いじめの疑いがあると思われるケースについては、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」をもとに、いじめの有無・対応を確認するように指導します。

② いじめ相談窓口の周知

所沢市立教育センター教育相談室や健やか輝き支援室、いじめホットラインをはじめとする市の相談窓口や、県のいじめ相談機関について、学校を通して毎年度すべての児童生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底します。なお、学校及び教員への不信感等から学校関係機関への相談を躊躇する場合もあることから、その他、様々な相談機関を児童生徒や保護者に周知するとともにその積極的な活用を促します。

<主な相談先一覧> ※令和7年2月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止

いのちの電話	0120-783-556 毎日16時～21時 毎月10日8時～翌11日8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金8時30分～18時15分	こどもの養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
こどもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 月～金8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あったかサポートセンター	04-2968-3960 月～金 9時～17時	ひきこもりなど
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192 ★24時間	いじめ、不登校、学校生活など
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334 月～金 9時～17時	子供に関する幅広い悩みなど
いじめホットライン(所沢市教育委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金 9時～17時	いじめなど
子どもスマイルネット	048-822-7007 月～金 9時～21時 土日祝日 9時～17時	いじめ、虐待、体罰等
親と子どもの悩み事相談@埼玉	LINE アプリのホーム画面で、「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」を検索後、友達追加してから利用可能	

③ いじめ改善に向けた制度の運用

性行不良による出席停止(学校教育法35条)等については、個別の状況を見極めたうえで検討します。

(2) 学校の取組

① 学校の組織づくり

学校は、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、学校いじめ対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例の会とともに、必要に応じて会議を行います。構成員は、当該学校の管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成します。学校いじめ対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置します。

また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医

師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする児童生徒に寄り添った対応をします。

② いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。

各学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める際には、国の基本方針、埼玉県の基本方針、所沢市の基本方針を参考にし、「いじめ未然防止のための取組」「早期発見」「いじめ事案への対処のあり方」「教育相談体制」「生徒指導体制」「校内研修」等を定めます。

また、いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定・保護者との連携といった対応を組織的に実施する体制を支援していきます。

③ 教育相談の充実

ア 児童生徒が相談しやすい校内体制の工夫

教育相談期間を設定したり、児童生徒が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童生徒が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努めます。

イ 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

④ いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

ア 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の対応を行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応します。

イ 保護者と連携した取組

いじめる側の児童生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。

「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や年度初めに、児童生徒や保護者、関係機関等に周知します。

ウ 加害児童生徒に対する成長支援

いじめる側の児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

⑤ 児童生徒の主体的な活動の推進

小学校の児童会や中学校の生徒会において、児童生徒が主体的にいじめについて考え、

改善に向けた行動を、自ら進められるように指導します。

また、児童生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

⑥ いじめの解消の見届け

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とはなりません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて相当な期間を設定し、状況を注視していきます。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

※ 卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。（小から中への引継ぎ等。）

※ アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、少なくとも5年間とします。

4 地域や家庭との連携

（１） 所沢市の取組

① 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

ア 保護者・地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施

児童生徒は、発達段階の中で様々な葛藤に苦しみ、ストレスを感じていることがあります。また、人間関係のトラブルに対する悩みや困りごとを誰にも打ち明けられず、内に溜め込んでしまうことも増えています。心に不安を抱えた児童生徒に家庭や地域の多くの大人たちがかわり、気持ちを受けとめ、見守っていくことで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解決につながるよう、学校と保護者・地域等の連携をより一層推進します。各学校におけるいじめ防止に対する取組や講演会には、生徒指導・いじめ問題対策員等が参加し、啓発していきます。

イ 全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関

「いじめられている子供又はその保護者への支援」「いじている子供又はその保護者への指導や助言」「周りではやし立てる子供への対応」「見て見ぬふりをする子供への対応」「学校全体の対応」について共通理解をもって対応します。

ウ ポスター等を活用した積極的な情報発信

いじめ防止に関する優れた取組や豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を計画的に広く市民に発信し、啓発します。

エ 学校内外の関係者からの幅広い情報収集

学校運営協議会、民生委員等との話し合い、会議や研修会・報告会等を活用し、教職員だけでなく学校にかかわる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り、指導に生かします。

オ 幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組の推進

「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を推進します。

(2) 学校の取組

① 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、各学校においては、学校応援団（スクールガード、安全安心ボランティア等）と連携した児童生徒の見守りを検討します。

② 学校間及び地域との一層の連携

小中連携の視点から、適切な時期に異校種間でいじめに係る情報連携を行います。また、卒業、転出入時における情報連携は、特に丁寧に行います。その際、必要に応じて、地域関係者（民生委員・児童委員、主任児童委員等）との連携も図っていきます。

(3) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育んでいくこと等は保護者の役割と考えます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

① 規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

- ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為
- ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為
- エ 相手がいないかのようにふるまう無視する行為（しかと）
- オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為
- カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

② いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

教育委員会は、上記について保護者への周知・啓発を積極的に行い、保護者と連携して、未然防止・早期発見・早期対応・解消に向けた見届けを行います。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法】

5 関係機関との連携

(1) 所沢市の取組

① 関係機関との連携強化

いじめ問題の解決に向け、学校と所沢市教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家、関係機関とも連携できる仕組みを整えます。

教育相談室や教育支援センター、ほうかごところ、放課後や休日等に児童生徒が過ごす児童クラブや生活クラブ、児童館等、学校教育以外の所管部署とも定期的に情報共有を継続し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解消を図ります。また、常に諸機関（児童相談所、所沢警察、こども家庭センター、県立総合教育センター、医療機関等）との連携を図っていきます。

② 対応組織の整備

ア いじめ問題対策連絡協議会の役割

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進のために、所沢市いじめ問題対策連絡協議会を置きます。

構成員は、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、市の職員のうちから市長が指名する者としてします。

イ いじめ問題対策委員会の役割

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定の定めるところにより、公立小・中学校における重大事態（公立小・中学校による調査が困難であるものに限り）その他所沢市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議するため、いじめ問題対策委員会を置きます。

構成員は、所沢地区保護司会の代表者、所沢市民生委員・児童委員連合会の代表者、知識経験を有する者（弁護士、心理士）、市の職員のうちから教育委員会が指名する者（生徒指導・いじめ問題対策員、学校経営アドバイザー、心理士等）、その他教育委員会が必要と認める者とします。

（２） 学校の取組

いじめの要因は様々であることから、関係機関と連携を図り、情報共有を継続的にを行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解消、見届けを行います。

関係機関…健やか輝き支援室、教育センター教育相談室、児童相談所、こども家庭センター、所沢警察、県立総合教育センター、ほうかごところ、児童クラブ、生活クラブ、児童館、福祉関連機関、医療機関

6 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

(1) 所沢市の取組

いじめ重大事態の調査については、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版)に則り、適切に対応をしていきます。

① 重大事態の報告

学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないように慎重に対応をしていきます。

「重大事態」の意味を全関係者が理解しておくとともに、学校の設置者及び学校が、いじめにより対象児童生徒に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、重大事態の発生を市長に報告します。

② 学校に対しての指導・支援

学校が調査主体となる場合であっても、法28条第3項に基づき、学校に対して、いじめ問題対策委員会による必要な指導又は適切な支援を行います。

いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命、心身又は財産に係る重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行うよう支援します。

児童生徒が欠席していないことから、不登校の重大事態の定義には該当しないため、詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意します。

児童生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性があることを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきであり、申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはなりません。

③ 調査の実施

調査の主体については、学校主体の調査とするか、教育委員会主体の調査とするかを、教育委員会が判断します。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、いじめ問題対策委員会による調査をできる限り迅速に実施し、客観的な事実関係を明確にします。

④ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーや人権に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ 調査結果の報告

学校主体の調査によって報告された調査結果及び教育委員会の調査結果について、市長に報告します。

⑤ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もあります。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

7 再調査への措置

(1) 所沢市の取組

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

【いじめ防止対策推進法】

① 再調査

学校主体の調査結果報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法28条第1項の規定による調査の結果について、いじめ問題対策委員会による調査（以下「再調査」という）を行います。

② 再調査の結果を踏まえた措置

再調査の結果を踏まえ、自らの権限において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために、指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者などの配置等の支援を行います。また再調査の結果については、市長が議会に報告します。



作 成：所 沢 市 教 育 委 員 会
学校教育課「健やか輝き支援室」
連絡先：04-2998-9238
発行日：平成26年2月28日
改定日：令和元年12月 1日
令和4年10月 3日